

警察法施行令の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

東日本大震災に伴う岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対処するため、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官を増員する。

2 改正の内容

- (1) 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定め(附則第29項)平成23年度から平成25年度までの間は、各年度ごとに、当該県警察の現行の政令定員数に、それぞれ次の表に掲げる数の人数を加えることとする。

なお、平成26年度以降は、被災地の復興と治安の回復の状況に応じて、必要な増員数を決定することとする。

平成23年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成24年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成25年度	岩手県	70人
	宮城県	175人
	福島県	295人
	計	540人

- (2) 改正政令は、公布の日から施行する。